

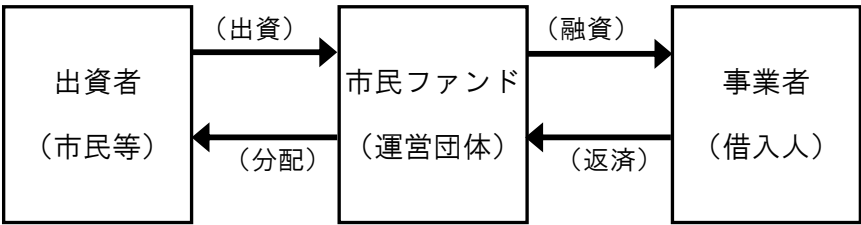
Ⅲ 費用負担の方法



1 様々な手法による財源確保

森林づくりのための新たな財源の確保方策の検討にあたり、各種制度を幅広く取り上げて、森林づくりのための財源として整理を行いました。

種 類	概 要
分 担 金 ・ 負 担 金	<p>【具体的内容】</p> <p>国又は地方公共団体が行う特定の事業（数人又は地方公共団体の一部に受益が発生する事業）を行う場合に、これに要する経費に充てるため、その事業の受益者や関係者等に、その受益の限度において徴収することができるもの。</p> <p>（例）土地改良事業分担金、県営林道事業負担金</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林のもつ様々な機能は、広く県民生活を支える役割を果たすものであり、県下全域に利益を及ぼし、県民全体が受益者となるものであることから、地域を限定した事業を除き分担金を徴収することは困難と考えられます。</p>
使 用 料	<p>【具体的内容】</p> <p>行政財産の目的外使用や公の施設を利用するにあたって、その受益の実費負担として徴収できるもの。</p> <p>（例）県民会館の使用料</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>使用料は特定施設の利用の対価にとどまるものであり、県有林や私有林等を対象として、広く使用料を徴収することは困難と考えられます。</p>
手 数 料	<p>【具体的内容】</p> <p>地方公共団体の事務のうち、特定の者に提供する役務に対し、その実費負担として徴収できるもの。</p> <p>（例）パスポート取得や狩猟者登録等の手数料</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林のもつ様々な機能の維持・向上のための施策は、特定の者のために実施するものではなく、その受益は県民全体に及ぶものであり、また、特定の役務に該当しないことから、手数料として徴収することは困難と考えられます。</p>

種 類	概 要
寄 附 金	<p>【具体的内容】</p> <p>金銭その他の資産等を相当の対価を求めることなく任意に提供するもの。</p> <p>直接、間接問わず、国や地方公共団体が寄附金を割り当てて強制的に徴収することはできません。</p> <p>(例) 緑の募金、企業等からの寄附金</p> <p>○緑の募金</p> <p>「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく恒久的なもので、緑化木の配布や植樹祭の開催、森林ボランティア等の自主的な地域の森林づくり活動や公園等の環境緑化への助成、みどりの少年団の育成等に活用されています。</p> <p>・募金額（長野県緑の基金分）：8,742万円（平成18年度）</p> <p>○森林の里親促進事業</p> <p>県が仲介役となって、森林整備活動に意欲を有する地域と環境保全活動に熱心な企業等の間で里親契約を結び、企業等からの寄附や人的支援により森林づくりを行っています。</p> <p>・契約数24件、支援額5,680万円（平成19年5月現在）</p> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>寄付者の任意の協力を委ねるものであり、収入源として不安定であり、また、財源規模には一定の限度があると考えられます。</p>
市民ファンド (コミュニティ ・ファンド)	<p>【具体的内容】</p> <p>地域の資源や特性等を活かした起業化等に対し、その趣旨に賛同する市民等から出資を募り運営するもの。</p> <p>(仕組みの一例)</p>  <pre> graph LR A["出資者 (市民等)"] -- "(出資)" --> B["市民ファンド (運営団体)"] B -- "(融資)" --> C["事業者 (借入人)"] C -- "(返済)" --> B B -- "(分配)" --> A </pre> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林づくりに対する県民の参加や理解促進を図る上で有効な手法ですが、森林資源等を活かした収益事業が見いだせるか、資金集めが可能かといった課題があり、実現しても、寄附金と同様に収入源として不安定で、財源規模にも限度があると考えられます。</p>

種 類	概 要
<p>地 域 通 貨</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>地域通貨とは「ある特定の地域やコミュニティの中で流通する利子のつかないお金」であり、公共的・社会的な目的に基づいて発行し、その通貨を流通させることで、ある目的の実現を後押ししたり通貨利用者に何らかの行動を起こさせることを目的とするもの。</p> <p>(仕組みの一例)</p> <pre> graph TD A[運営団体] -- ①協力・協賛 --> B[商店・公共施設等] A -- ②通貨交付 --> C[ボランティア等の主催者] C -- ③ボランティア参加 --> D[住民] C -- ④通貨交付 --> D D -- ⑤サービスの享受 --> B A -- PR --> B </pre> <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>森林づくりに対する県民の参加や理解促進を図り、また、活力ある地域づくりを進める上で有効な手段ですが、一方、その発行限度は協力店等の理解の範囲内であり、森林ボランティアの協力を前提とするため、財政規模や作業能力といった面で、広範な荒廃森林の整備を期待することは困難と考えられます。</p>
<p>県 税</p>	<p>【具体的内容】</p> <p>特別の給付に対する反対給付としてでなく、公共サービスを提供するための資金を得る目的で、法律・条例の定めに基づいて徴収することができるもの。</p> <p>地方税法は、地方公共団体の判断によって財政上その他の必要がある場合には、法で定める標準税率を超える税率を定めること（超過課税方式）や、法で定める税目以外に税目を新設して独自の課税を行うこと（法定外税方式）ができる仕組みになっています。</p> <p>なお、法定外税は、使い道が特定されている「法定外目的税」と使い道が特定されていない「法定外普通税」に区分されます。</p> <p>【他の都道府県の実施状況】</p> <p>① 超過課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林整備のための税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人県民税均等割 24団体（高知県、岡山県ほか） ・ 個人県民税所得割 1団体（神奈川県） ・ 法人県民税均等割 23団体（高知県、岡山県ほか）

種 類	概 要
県 税	<p>○ 森林整備以外を用途とする税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人県民税均等割 1団体（大阪府） ・ 法人県民税法人税割 46団体（静岡県を除く都道府県） ・ 法人事業税 7団体（東京都、神奈川県ほか） <p>② 法定外税</p> <p>○ 法定外目的税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物関係税 24団体（青森県、岩手県ほか） ・ 宿泊税 1団体（東京都） ・ 乗鞍環境保全税 1団体（岐阜県） <p>○ 法定外普通税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油価格調整税 1団体（沖縄県） ・ 核燃料税 11団体（福井県、石川県ほか） ・ 核燃料等取扱税 1団体（茨城県） ・ 核燃料物質等取扱税 1団体（青森県） ・ 臨時特例企業税 1団体（神奈川県） <p>【森林づくりの財源としての整理】</p> <p>税は、一定の財源が継続的・安定的に確保されることから、森林整備に係る施策が円滑に施行できるものと考えられます。</p> <p>しかし、税は県民に新たな負担を求めるものであるため、その導入に当たっては、県民の理解を得ることが欠かせないと考えます。</p> <p>【参考：税の3原則】</p> <p>○ 公平の原則</p> <p>様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力（担税力）に応じて公平であることが必要です。</p> <p>森林整備による恩恵は県民一人ひとりに等しく現れるものであり、できるだけ多くの県民が広く税として負担することが求められる反面、所得が低く税負担に耐えられないと思われる者に対する配慮も必要となってきます。</p> <p>○ 中立の原則</p> <p>税制度が個人や企業の経済活動における選択を歪めたり、経済の発展に支障を来すことがないように配慮する必要があると考えます。</p> <p>○ 簡素の原則</p> <p>税制度の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするとともに、行政側のコストの最小化を図る必要があります。</p>

2 税制措置による財源確保

森林づくりを着実に推進していくためには、県民の理解と協力を得る中で、一定規模の財源が継続的かつ安定的に確保され、森林からの恩恵を受けている県民に対し、広く薄く負担を求めることのできる「税制措置」が有力な財源確保の方法であると考えられます。

そこで、税制措置である「超過課税方式（法で定める標準税率を超える税率を定める方法）」と「法定外税方式（法で定める税目以外に税目を新設する方法）」について整理を行いました。

(1) 超過課税方式

種 類	概 要
県 民 税	<p>【考え方】</p> <p>森林のもつ様々な機能の恩恵は、すべての県民が享受しているという観点から、様々な行政サービスに対する応益性を有する県民税の均等割に、森林づくり施策の財源とするための一定の税額を上乗せするもの。</p> <p>【課税の仕組み】</p> <p>県民税に上乗せして課税するので、税を納めていただく方（納税義務者）や納税の方法は県民税と同じとなります。</p> <p>なお、個人県民税は、個人市町村民税とあわせて「個人住民税」として、市町村に納めていただいています。</p> <div data-bbox="451 1294 1337 1736" style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[給与所得者 (納税義務者)] -- 特別徴収 --> B[雇用主 (特別徴収義務者)] B -- 納入 --> C[市 町 村] D[個人事業者等 (納税義務者)] -- 普通徴収 --> C E[法人 (納税義務者)] -- 申告納付 --> F[県] C -- 払込 --> F </pre> </div> <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの県民に幅広く負担をしていただくことができます。 ○ 現行の課税や納税の仕組みを活用することができます。

種 類	概 要
自動車税	<p>【考え方】 森林のもつ機能のうち地球温暖化防止に着目し、二酸化炭素を排出しているという観点から、自動車税に森林づくり施策の財源とするための一定の税額を上乗せするもの。</p> <p>【課税の仕組み】 自動車税に上乗せして課税するので、税を納めていただく方（納税義務者）や納税の方法は自動車税と同じとなります。</p> <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税を納めていただく方が自動車の所有者に限られること、所有台数によっても負担額に差がでること、さらには、市町村税である軽自動車の所有者には課税されないことなど、負担の公平性について課題があります。 ○ 現行の課税や納税の仕組みを活用することができます。

(2) 法定外税方式

種 類	概 要
森林づくりのための新税（目的税）	<p>【考え方】 森林のもつ様々な機能の恩恵は、すべての県民が享受しているという観点から、森林づくり施策の財源とするための新税を創設し、県民に広く税負担を求めるもの。</p> <p>【課税の仕組み】 県が、県内に住所（事業所）等を有する個人・法人に対して新たな税として賦課徴収するもの。</p> <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの県民に幅広く負担していただくことができます。 ○ 目的税となるので、森林づくりのための財源調達という位置付けが制度上明確になります。 ○ 法定外税の新設には、総務大臣の同意が必要となります。 ○ 課税及び納税の仕組みを新たにつくる必要があります。また、徴税コストがかかります。

種 類	概 要
水源かん養の ための新税 (目的税)	<p>【考え方】 森林の水源かん養機能は、河川等を通じ良質な水を安定的に供給するという役割を果たしているという観点から、多くの県民が使用している水道に着目した新税を創設するもの。</p> <p>【課税の仕組み】 水道事業者を通じて、水道の利用者から利用量に応じた額を徴収するもの。</p> <div data-bbox="453 725 1353 815" style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[水道利用者 (納税義務者)] -- 特別徴収 --> B[水道事業者 (特別徴収義務者)] B -- 申告納付 --> C[県] </pre> </div> <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目的税となるので、森林の水源かん養機能の維持・向上のための財源調達という位置付けが制度上明確になります。 ○ 水源の下流域、県外の水道利用者への負担を求めることが出来ないため、負担の公平性について課題があります。 ○ 法定外税の新設には、総務大臣の同意が必要となります。 ○ 課税及び納税の仕組みを新たにつくる必要があります。また、徴税コストがかかります。

3 他県における取組状況

平成12年度に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が施行されたことを契機に、全国の多くの地方公共団体では様々な独自課税について検討が進められています。

その中で、森林整備等を目的とした税の導入について多くの県で検討がなされており、平成15年度から「森林環境税」を導入した高知県をはじめとして、平成19年4月までに24県が独自課税の仕組みを設けています。

これらの県の税を定めた条例では、森林のもつ機能を全ての県民が享受していることを示した上で、県民に広く負担をお願いする方法として、既存の個人・法人県民税均等割の税額を引き上げる超過課税方式を採用しています。

税の用途については、「森林環境の保全」、「森林を県民で守り育てる意識の醸成」等の森林づくり関係事業に活用しています。

また、福島県、山形県、広島県では市町村への交付金を設け、地域の独自性を発揮した森林づくりへの支援も行っています。

なお、兵庫県と広島県ではその用途を都市地域の緑化まで広げています。

また、神奈川県は水源環境の保全・再生を目的とした超過課税であり、その主要施策として森林づくりを位置づけており、そのほかに河川や地下水の保全対策、公共下水道や合併浄化槽の整備促進等を実施しています。

図15 他県における森林整備等を目的とした税(県民税超過課税)の税額一覧表

		法人への超過税率(額)						
		11%	10%	5%	3%	500円	なし	計
個人超過税額	1,000円		3県					3県
	800円	1県	1県					2県
	500円			15県		1県		16県
	400円			1県				1県
	300円				1県		1県※	2県
	計	1県	4県	16県	1県	1県	1県	24県

※ 神奈川県は法人への賦課はなく、個人県民税の均等割と所得割(0.025%)の超過課税の方式を採用しています。(納税者1人あたりの平均負担額は合算で約950円)

【導入県別 一覧表】

No.	導入県名	税 の 名 称	条例 議決	新 税 導 入	超過課税率		（本 年 度 規 模 見 込） （百万円）
					個 人	法 人	
1	高 知 県	森林環境税	15年 2月	15年 4月	500円	500円	170
2	岡 山 県	おかやま森づくり県民税	15年11月	16年 4月	500円	5%	540
3	鳥 取 県	森林環境保全税	16年 3月	17年 4月	300円	3%	110
4	鹿 児 島 県	森林環境税	16年 6月	17年 4月	500円	5%	430
5	島 根 県	島根県水と緑の森づくり税	16年12月	17年 4月	500円	5%	210
6	愛 媛 県	森林環境税	16年12月	17年 4月	500円	5%	400
7	山 口 県	やまぐち森林づくり県民税	17年 3月	17年 4月	500円	5%	420
8	熊 本 県	水とみどりの森づくり税	17年 3月	17年 4月	500円	5%	490
9	兵 庫 県	県民緑税	17年 3月	18年 4月	800円	10%	2,080
10	福 島 県	森林環境税	17年 3月	18年 4月	1,000円	10%	1,120
11	奈 良 県	森林環境税	17年 3月	18年 4月	500円	5%	350
12	大 分 県	森林環境税	17年 3月	18年 4月	500円	5%	310
13	滋 賀 県	琵琶湖森林づくり県民税	17年 6月	18年 4月	800円	11%	600
14	岩 手 県	いわての森林づくり県民税	17年12月	18年 4月	1,000円	10%	750
15	静 岡 県	森林（もり）づくり県民税	17年12月	18年 4月	400円	5%	950
16	宮 崎 県	森林環境税	18年 3月	18年 4月	500円	5%	290
17	神 奈 川 県	水源環境保全・再生のための 個人県民税の超過課税措置	17年10月	19年 4月	均等割 300円 所得割 0.025%	なし	3,500
18	和 歌 山 県	紀の国森づくり税	17年12月	19年 4月	500円	5%	180
19	富 山 県	水と緑の森づくり税	18年 6月	19年 4月	500円	5%	270
20	山 形 県	やまがた緑環境税	18年12月	19年 4月	1,000円	10%	540
21	石 川 県	いしかわ森林環境税	18年12月	19年 4月	500円	5%	310
22	広 島 県	ひろしまの森づくり県民税	18年12月	19年 4月	500円	5%	590
23	長 崎 県	ながさき森林環境税	18年12月	19年 4月	500円	5%	280
24	福 岡 県	森林環境税	18年12月	公布後 2年以内	500円	5%	—

森林面積 (ha)	主 な 使 途										No.	
	森 林 整 備	森 林 整 備 以 外 の 関 連 施 策							市 町 村 交 付 金	森 林 関 連 以 外 の 施 策		
		支 N P O 援 等	教 森 林 環 育 境	木 材 利 用	普 及 啓 発	人 材 育 成	試 験 研 究	そ の 他				
595,086	○			○	○							1
484,524	○	○	○	○	○	○	○	水源林取得				2
258,086	○				○			県民公募				3
590,088	○	○	○	○	○			地域提案				4
527,631	○	○										5
401,139	○	○	○	○				堆積流木除去				6
432,855	○				○							7
464,987	○	○	○		○	○		水源林公有化				8
562,760	○									都市緑化		9
972,143	○	○	○	○	○	○	○		○			10
283,817	○		○		○							11
453,891	○	○	○	○	○	○	○					12
206,011	○		○	○	○							13
1,174,910	○	○	○		○			県民公募				14
500,274	○				○							15
588,943	○	○	○					花粉症対策				16
95,362	○			○	○			溪畔林整備		河川・地下水保 全、下水道施設 整備等		17
363,766	○	○	○	○	○	○						18
284,577	○	○	○	○	○			県民公募				19
670,444	○	○	○	○	○			県民公募等	○			20
286,729	○	○	○		○			県民公募				21
614,018	○		○	○	○			特認事業	○	都市緑化		22
243,702	○	○	○	○	○			県民公募				23
222,598	○				○			県民公募				24

